

## 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

2022 年 1 月 6 日

堀田丸正株式会社

2022 年 1 月 6 日

## 吸収合併に係る事後開示書面

東京都中央区日本橋室町四丁目 1 番 11 号  
堀田丸正株式会社  
代表取締役 平岩 誠

当社は、2021 年 11 月 16 日付で当社と株式会社 丸正ベストパートナーグループ（以下「丸正 BPG」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2022 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、丸正 BPG を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収 合併」といいます。）を行いました。会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づき、本吸収合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2022 年 1 月 1 日

#### 2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定、第 785 条及び第 787 条並びに 第 789 条の規定による手続の経過会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

##### (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続

吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

##### (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

丸正 BPG の株主において、本吸収合併の効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、本吸収合併に反対する者はおらず、株式買取に係る請求はなされませんでした。

##### (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

丸正 BPG は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

##### (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

丸正 BPG は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 11 月 24 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で知れている債権者に対し 各別の催告を行いました。異議申述期限までに、債権者からの異議の申出はありませんでした。

**3. 吸収合併存続株式会社における会社法第 796 条の 2 の規定、第 797 条及び第 799 条の 規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）**

**(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過**

吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

**(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過**

当社は、会社法第 797 条の規定に基づき、2021 年 11 月 24 日付で、株主に対し、通知を行いましたが、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、本吸収合併に反対する株主は現れず、株式買取に係る請求はなされませんでした。

**(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過**

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、2021 年 11 月 24 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議申述期限までに、債権者からの異議の申出はありませんでした。

**4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）**

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、丸正 BPG からその資産、負債その他一切の権利義務一切を承継いたしました。

**5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）**

別紙のとおりです。

**6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）**

2022 年 1 月 14 日（予定）

**7. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）**

該当事項はありません。

以上

# 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

2021 年 11 月 22 日

堀田丸正 株式会社

2021 年 11 月 22 日

## 吸収合併に係る事前開示書面

東京都中央区日本橋室町四丁目 1 番 11 号  
堀田丸正株式会社  
代表取締役 平岩 誠

当社は、2022 年 1 月 1 日を効力発生日とし、当社を吸収合併存続会社、株式会社丸正ベストパートナーグループ（以下「丸正 BPG」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本 吸収合併」といいます。）を行うことにいたしました。

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づき、本吸収合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容（会社法 794 条 1 項）

別紙 1「合併契約書」のとおりです。

#### 2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）

吸収合併存続会社である当社及び吸収合併消滅会社である 丸正 BPG は、本吸収合併の効力発生日において、当社を完全親会社、丸正 BPG を完全子会社とする完全 親子会社の関係にあるため、当社は、本吸収合併に際して、株式、金銭その他の合併の 対価を交付しません。また、本吸収合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の増加はありません。

#### 3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）

該当事項はありません。

#### 4. 吸収合併消滅会社に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等 丸正 BPG の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等 該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象 該当事項はありません。

**5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象 (会社法施行規則 第 191 条第 5 号)**

該当事項はありません。

**6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 191 条第 6 号)**

本吸収合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収合併の効力発生日以降の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況についても、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収合併後における当社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

**7. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変動が生じたときは、変更後の当該事項 (会社法施行規則第 191 条第 7 号)**

事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、直ちに開示いたします。

以上

## 合併契約書

堀田丸正株式会社（以下「甲」という）と株式会社丸正ベストパートナーグループ（以下「乙」という）とは合併に関し、次のとおり契約を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、次条以下の条件に従って合併（以下「本合併」という）する。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

#### ①甲（吸収合併存続会社）

商号 堀田丸正株式会社

住所 東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号

#### ②乙（吸収合併消滅会社）

商号 株式会社丸正ベストパートナーグループ

住所 東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号

### 第3条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

### 第4条（資本金および準備金の額）

甲は、乙の発行済株式の全部を有するので、本合併による資本金及び準備金は増加しないものとする。

### 第5条（合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2022年1月1日（以下「効力発生日」という）とする。ただし、効力発生日の前日までに合併に必要な手続きが遂行できないとき、その他本合併手続きの進行に応じ必要あるときは、甲及び乙において協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

### 第6条（合併承認）

1 甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。

2 甲及び乙は、2021年11月30日までに、それぞれ取締役会（以下「合併承認取締役会」という。）を開催し、本契約書の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、甲及び乙は、合併手続進行上の必要性その他の正当事由があるときは、甲及び乙が協議の上、合併承認取締役会を開催する日を変更することができる。

### 第7条（会社財産等の引継）

1 乙は、2021年12月31日最終の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

2 乙は、2021年12月31日最終の資産及び負債の状況を示す計算書（承継貸借対照表）を作成し、甲に交付する。

### 第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってそ

の業務を運営し、かつ、財産を管理すべきものとし、その業務または財産に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に協議の上、その合意のもとに行わなければならない。

#### 第9条（経費負担）

合併統合において、発生する甲と乙の合併及び解散のために支出すべき費用は、すべて甲の負担とする。

#### 第10条（従業員の待遇）

甲は、合併効力発生日に、同日現在乙に勤務する従業員を甲の従業員として、引き続き雇用する。ただし、勤続年数については、乙における年数を通算するものとし、その他の取扱いについては、甲乙協議の上決定する。

#### 第11条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から合併の効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の保有株式等の重要な資産の売却、事業譲渡等もしくは天災地変その他の重大な事由により、その資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合又は生じるおそれがある場合、甲乙協議の上、甲乙の株主総会における承認を経ることなく、その取締役会決議により、本契約の解除、又は条件の変更を行うことができる。

#### 第12条（合併契約の効力）

- 1 本契約は、第6条に定める甲及び乙の合併承認取締役会の承認を得ることを条件として効力を生じる。ただし、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。
- 2 前条及び前項の定めに関わらず、第6条に定める甲及び乙の合併承認取締役会の承認を得た場合であっても、合併の効力発生日までに、甲が、その保有する乙の株式を第三者に譲渡する旨を決定した場合には、本契約は当然にその効力を失うものとする。

#### 第13条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲乙は記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有するものとする。

2021年11月18日

甲：東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号  
堀田丸正株式会社  
代表取締役社長 平岩 誠



乙：東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号  
株式会社丸正ベストパートナーグループ  
代表取締役社長 平岩 誠



第 26 期 計算書類

〔 2020 年 4 月 1 日から  
2021 年 3 月 31 日まで 〕

計算書類  
貸借対照表  
損益計算書  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

株 式 会 社 丸正ベストパートナーグループ

東京都中央区日本橋室町 4 丁目 1 番 1 1 号

# 貸借対照表

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(株)丸正ベストパートナーグループ

借	方金	額	貸	方金	額
普通預金		6,786,755	未払費用		0
預け金		4,628,862	未払法人税等		70,000
未収入金		0			
仮払金		10			
前払費用		0	資本金		10,000,000
ソフトウェア		0	その他資本剰余金		1,167,756
			繰越利益剰余金		177,871
合計		11,415,627	合計		11,415,627

# 損 益 計 算 書

令和1年4月1日～令和2年3月31日

(株)丸正ベストパートナーグループ

科 目	通 期	備 考
売 上 高	0	
売 上 原 価	0	
期 首 商 品	0	
仕 入 高	0	
期 末 商 品	0	
売 上 総 利 益	0	
一 般 管 理 費 販 売 費	3,000	
営 業 利 益	△ 3,000	
受 取 利 息	69	
雑 収 入	0	
支 払 利 息	0	
雑 損 失	300	
経 常 利 益	△ 3,231	
法 人 税 及 び 住 民 税 額		
当 期 利 益	△ 3,231	

個別株主資本等変動計算書

	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	前期繰越利益	利益剰余金計	
2020.3.31残高	10,000,000	1,167,756	1,167,756	522,000	▲ 274,698	247,302	11,415,058
期間中の変動額							0
剰余金の配当			0			0	0
利益準備金の積立					0	0	0
当期純利益又は当期純損失					▲ 69,431	▲ 69,431	▲ 69,431
当会計期間中の変動額合計	0	0	0	0	▲ 69,431	▲ 69,431	▲ 69,431
2021.3.31残高	10,000,000	1,167,756	1,167,756	522,000	▲ 344,129	177,871	11,345,627

	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	少数株主 持分	純資産額
2020.3.31残高	0	0	0	11,415,058
期間中の変動額		0		
剰余金の配当		0		0
利益準備金の積立		0		0
当期純利益又は当期純損失		0		▲ 69,431
株主資本以外変動項目	0	0		0
当会計期間中の変動額合計	0	0	0	▲ 69,431
2021.3.31残高	0	0	0	11,345,627

個別注記表

1. 重要な会計方針

1-1. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 平成28年4月以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

1-2. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用としております。

2. 貸借対照表に関する注記

2-1. 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権 4,628千円

3. 関連当事者との取引に関する注記

3-1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
				役員兼任等	事業上の関係				
親会社	堀田丸正(株)	東京都中央区	(被所有)直接100.0%	兼務3人	業務の提供	—	—	預け金	4,628

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 1. 業務の提供について、価格その他の取引条件は、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

2. 取引金額に消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 56,728円14銭

1株当たり当期純損失 347円16銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません

2021年5月14日

株式会社 丸正ベストパートナーグループ  
 取締役社長 三好 秀樹  
 取締役 矢部 和秀  
 取締役 下野 隆充

# 監査報告書

私監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損失の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和3年5月14日

株式会社丸正ベストパートナーグループ

監査役

丹下勝視 